

大阪府子どもを性犯罪から守る条例改正検討懇話会の設置運営に関する要綱

(設置)

第1条 府は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行に伴い、大阪府子どもを性犯罪から守る条例（以下「条例」という。）の改正案を作成するにあたり、学識経験者及び性犯罪の防止等に関する活動を行う民間団体と意見交換を行うことを目的に、大阪府子どもを性犯罪から守る条例改正検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 懇話会の委員は5名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 性犯罪の防止等に関する活動を行う民間団体の代表者等
- 2 委員の任期は、条例改正案を作成するまでとする。

(座長)

第3条 懇話会の円滑な進行等を図るため、座長を置くことができる。

- 2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、危機管理室長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長が務める。

(会議の招集の特例)

第5条 危機管理室長は、緊急の必要があり懇話会の会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を第2条第一項の各委員に回付し、賛否を問い、懇話会の会議に代えることができる。

(謝礼)

第6条 委員に対する謝礼の日額は9,800円とする。

- 2 謝礼には実費弁償の額を加算するものとする。

(実費弁償)

第7条 委員の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の相当額とし、路程は、委員の住所地又は勤務地から起算する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、危機管理室治安対策課において掌る。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は危機管理室長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。